

オハイオ州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価(二・完)

——連邦司法センターによる類型別事件管理計画(DCM)の評価を中心として——

小松 良 正

- 一 序論
- 二 裁判所およびデモンストレーション計画の説明(以上、國土館法學第三四号)
- 三 裁判所によるデモンストレーション計画の効果(以下、本号)
- 四 DCMトラックに基づく訴訟の実施
- 五 DCMの効果に関する訴訟処理件数上の指標
- 四 総括—わが国に与える示唆—

三 裁判所によるデモンストレーション計画の効果

諮問グループの構成員および裁判官との面接によれば、DCM計画が有する次のようないくつかの目標が確認された。すなわち、①訴訟処理時間を短縮すること、②訴訟に要する費用を減少させること、③モーションについてより迅速な裁判を促進すること、④訴訟事件に対する早期の対応を行うこと、⑤すべての裁判官を積極的な事件管理者(court manager)にすること、⑥訴訟事件の進行(flow)を予測可能なものとする事、⑦裁判官の計画実施責任

オハイオ州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価(二・完)(小松良正)

四五

(judicial accountability) および訴訟事件の進行の監視のための制度を創設すること、⑧ADRを事件管理に組み入れること、⑨マジストレイト裁判官の管轄権に対する一層の同意を促進すること、である。⁽¹⁴⁾

裁判所におけるデモンストレーション計画は、どの程度これらの目標の達成に成功したか。以下の四節では、諮問グループおよび裁判所が述べた多くの目標の達成を直ちには測定できないことを承認しつつ、この質問に対する回答を試みることにする。以下、連邦司法センターの調査報告に従い、最初にDCM制度の効果に関する裁判官の見解、次にその効果についての弁護士の評価、第三にDCMトラックにおける訴訟事件の実行、そして最後にDCM実行後の、裁判所における訴訟事件処理の状況を検討することとする。⁽¹⁵⁾

1 DCMの効果に関する裁判官の評価

DCMに関する実験が充分に実施された一九九六年における、二〇名の現役、シニアおよびマジストレイト裁判官との面接によれば、大部分の裁判官がDCMは成功をもたらしたと考え、約半数の裁判官が、それは訴訟に要する費用と遅延を減少させるという彼らが指摘した目標を達成したと評価した。しかし、二名の裁判官が、その成功の程度は、ある裁判官が十分にその手続を実行したかどうかにより影響を受けることを指摘した。これらの裁判官は、現在は大部分の裁判官がこのルールを適用しているが、当初数名の裁判官がDCMルールを適用しようとしなかったと述べた。数名の裁判官はまた、DCMが実施されている期間に裁判所における多くの欠員が充足されたため、DCMの効果を確認することは困難であると指摘した。⁽¹⁶⁾

しかしながら、以下の議論における裁判官の見解によれば、DCMは、この計画の開始の時点において設定された次のような多くの目標を達成したことが示されている。すなわち、訴訟処理時間の短縮および費用の減少、各事件に

対する早期の個別的対応、事件管理における裁判官の積極的関与、各事件の進行に対する予測可能性、裁判官に対する計画実施責任 (accountability)、および訴訟事件の現状を監視する制度、である。⁽¹¹⁾

(1) DCMの長所

① 訴訟事件に対する早期の対応 DCMは裁判所に対して最小限の費用で多くの利益を提供した、と大部分の裁判官が述べた。第一に、DCMは、訴訟事件をより迅速かつ効率的に進行させるのである。なぜなら、ある裁判官が述べたように、「それは極めて早期にすべての者の注意を訴訟事件に引き付けさせ、また弁護士と裁判官を訴訟事件の開始の時点に集中させるから」である。それほど明確ではないが重要なものとして、DCMは、「弁護士と裁判所に対して、我々は共同作業をしなければならないという政策ないしはコンセンサスがあるとのメッセージを送っている」、とある裁判官は述べた。他の裁判官は、「訴訟事件を進行させるといふ雰囲気」がDCM計画により生み出された⁽¹²⁾と述べた。

② 事件管理への組織的なアプローチ (統一性) 大部分の裁判官はまた、DCMが各トラックの定める指針とルールにより彼らの業務を組織化する点で効果的であったことを評価している。組織化されたアプローチを提供することにより、DCMは「裁判官の有する資源の利用を最大化する」、とある裁判官は述べた。DCMの構造は、特に裁判所の多くの新人裁判官にとり有益なものであり、それは、彼らに対して個別的な事件管理の基礎を迅速に習得するための有益な方法を提供した。長期に渡り業務を行っている数名の裁判官にとっては、DCMの採用は、彼らがすでに使用していた原則と手続を方式化するものであった。その他の裁判官にとっては、DCMは彼らの実務を相当変更するものとなった。最終的な効果としては、当地区内においてかなりの程度の統一性がもたらされたという点で、大部分の裁判官が同意した。⁽¹³⁾

このような統一性は弁護士にとり明らかに利益となる一方、数名の裁判官は、この点は裁判所にとっても重要であると考えた。ある裁判官は、「我々のすべてが、今やある訴訟事件がどの程度の期間を要するかについての同一の理解を前提として事件を進行させている」と述べた。これは、「統一性と同盟意識 (Gamaraderie) とを促進する」と別の裁判官が述べた。数名の裁判官が述べたように、DCM制度は個々の事件において司法裁量を提供し続けるが、それはまた訴訟事件の処理に対する共通のアプローチ、およびある裁判官の言によれば「共通の用語」を通して裁判所を統一するのである。⁽¹²⁾

③ 裁判官の業務時間に及ぼす影響 DCMが裁判官の費やした業務時間に及ぼす影響については、ほとんどすべての裁判官が、訴訟の初期の時点で費やされた時間の増加と、後の段階での時間の減少があったと述べた。ある裁判官が述べたように、「私は事件管理協議の準備をしなければならない。私は、適切な質問をすることができるように資料を検討する。しかし、それがその後の段階での時間を短縮させる。対立性 (contentiousness) が減少し、ディスカヴァリが減少する」のである。全体的な効果として、それが裁判官の業務時間を増加させるのか減少させるのかは明らかではない。「それは、おそらく弁護士との追加的な会合のため、その業務時間を若干増加させるであろう」、「とある裁判官は述べた。他の裁判官は、「最終的に、それは時間を短縮するであろう。なぜなら、審理前のモーシヨンの段階において訴訟事件について和解することができるとすれば、それは時間を短縮するからである」と述べた。一般的な見解としては、DCMはおそらく裁判官が訴訟事件について費やす全体の時間を短縮するというものである。我がは、しかし仮にそうでないとしても、ある裁判官は、「それは裁判官の有する資源の利用を最大化する。我々は、時間をそれが必要なときに費やす。類型化は効率化を可能にする」と述べた。⁽¹³⁾

④ 弁護士に及ぼす影響 ひとたび証言録取書と質問書に関する制限が指針であり厳格な規則でない旨を裁判所が

確認すると、彼らの面前で実務を行う弁護士もまたDCMに積極的に反応した、と裁判官は述べた。多くの裁判官は、弁護士がDCMに好意を示していると述べた。なぜなら、ある裁判官が述べたように、「彼らは早期に裁判官室に入り、最初からその訴訟事件がどのように進行するかを知る」からである。弁護士は、明らかにDCMの明確な特徴であるトラックへの訴訟事件の振分けにはほとんど反対しなかった。「それは、訴訟事件について計画を立てるための手段を提供する」、とある裁判官は述べた。トラッキング制度の持つもう一つの長所とは、弁護士が「依頼人に対して、確信をもって訴訟事件が終結する時期をも述べることができ」ことである、とある裁判官は述べた。数名の裁判官は、DCMに対する弁護士の反応は、どの層の弁護士が考察の対象とされるかにある程度左右されうると指摘した。「連邦上の実務経験を有する弁護士は、DCMが有益なものと考えている。他の弁護士はそれを威圧的なものと考えている」、とある裁判官は述べた。しかしながら、全体として裁判官は弁護士がDCM上の規則について十分に熟知しており、一般的にそれらのルールに積極的に反応している点に同意した。⁽¹²⁾

裁判官は、弁護士が一般的にADRをも同様に受け入れたと述べた。特に調停に熟練している弁護士、または裁判所の中立人パネルに属した経験を有する弁護士は、ADRの確固たる支持者であると指摘された。他の弁護士、とりわけADRが仲裁を意味すると考える弁護士は、無関心かあるいは敵対的でさえありうる。ADRは一般的には良く受け入れられているが、「弁護士は、依然として裁判官が和解に関与しさえすればその訴訟事件は和解するであろう」と考えているように思われる。彼らは、裁判官がすべての訴訟事件において和解を行う時間を有しないことを知っており、したがって、裁判官の注意を引き付けることができないので、彼らはADRを必要悪として承認しているのである」とある裁判官は述べた。⁽¹³⁾

⑤計画実施責任 (Accountability) 裁判官はDCM上の多くの利点を指摘したが、数名の裁判官はそれが「万

能の解決策」ではないことを指摘した。それは、訴訟事件をトラックに基づいて進行させるための非常に有益な方法を提供する一方で、その成功は依然として裁判官により左右される。ある裁判官が指摘したように、「DCMは奇跡を生じさせるものではない。あなたは、依然として勤勉な裁判官でなければならぬし、依然として期限を遵守しなければならぬ。しかし、それは、勤勉な裁判官に対して系統的な原則を提供する」のである。それはまた、裁判官と裁判所の職務の遂行を測定するための基準をも提供するのである。実際、「accountability」という用語を使用する多くの裁判官は、法律家だけではなく裁判官もまた、彼らに期限を遵守させ、かつそれが遵守されていない場合を可視的なものとする制度を必要とするという考え方に立っているのである。⁽¹²⁾

それでは、DCMは、どの程度裁判官および弁護士業務を組織化しているのであるか。我々は、裁判官に対して彼らが指摘する長所を導いたDCM上の諸要素を確認するよう求めた。これらの諸要素の大部分は相互に関連しており、かつDCM上の一つの特に重要な特徴、すなわち各訴訟事件についてスケジュールを設定し、裁判官と弁護士に対してそのスケジュールを遵守させることを目的として共同して機能するのである。⁽¹³⁾

(2) DCM成功のための重要な要素

裁判官は、彼らが利益を生じさせるものと考えていくつかの重要なDCM上の要素を指摘したが、以下に論じられるものが明らかに裁判官の意見において傑出している。

①初期事件管理協議のための弁護士の準備 訴訟事件に関するスケジュールを確立しかつ維持するための最初の重要な要素は、計画のための弁護士の会合 (attorney's planning meeting) と彼らの共同書面 (joint statement) である、と裁判官らは述べた。これらの要件のために、弁護士は彼らの主張を一層よく認識し、その主張の長所や弱点について十分に議論を行う準備をし、審理においてどのような証拠を彼らが必要とするかを一層知り、またお互い

に協力的に事件管理協議に出頭するのである。数名の裁判官は、共同書面は彼ら自身の協議の準備のためにはさほど有益でないと考えたと述べたが、それは、弁護士にその事件について議論させるための重要な手段であると考えている。数名の裁判官はまた、弁護士に対して、事件管理協議の前に連邦民事訴訟規則二六条(a)項(1)のディスクロージャー(必要的開示)を行うことを要求し、それがまた、その訴訟事件に対する弁護士の知識を高めるものとなったと彼らは述べた。全体として、これらの要件は事件管理協議を一層生産的なものとし、弁護士が「受け入れる」(buy into)現実的な計画をもたらし、そして後の計画の変更の必要性を減少させる、と裁判官らは述べた。⁽¹⁶⁾

②初期事件管理協議 (The Initial Case Management Conference) 事件管理協議それ自体が、計画を定立しかつ持続させるための第二の重要な要素である。なぜなら、諸期日がこの会合において決定されるからだけではなく、その会合がその訴訟の早期の時点で実施されるからでもある。裁判官は、応答的訴答書面の提出から三〇日以内で、かつ訴状提出から九〇日以内にこの協議を開催しようとしており、それは、訴訟事件を迅速に開始させるとともに、「弁護士に対して、訴訟事件を遅延させないということ、また裁判官は計画を遵守するであろうということ」を明らかにする、とある裁判官は述べた。⁽¹⁷⁾

事件管理協議は、裁判官と弁護士が互いの性格をみることに役立つ点からもまた重要である、と数名の裁判官は述べた。ある裁判官は、「その事件の心理状態」、すなわち弁護士らが互いに相手方を嫌悪しているか、彼らがどの程度強固にその依頼人を掌握しているか、どの程度の「対立」(game playing)が予想されるかという点を理解することの重要性を指摘した。もう一人の裁判官は、訴訟事件に適した雰囲気を作り上げること、すなわち弁護士に対してその裁判官が訴訟事件を把握していることを理解させるだけでなく、その裁判官は近づきやすい存在であることや、多くの事項はインフォーマルに処理されるうしかつされるべきであることを知らせることの重要性を強調した。事件

管理協議において何らかの關係が確立されるならば、なにか事態の收拾が困難となったときは、弁護士は一層裁判官にアプローチする可能性が高い、とこの裁判官は述べた。数名の裁判官は、依頼人の同席から得られる利益をも指摘した。大部分の裁判官は、この要件が依頼人に困難な事情を生じさせるときはそれを強制していないが、依頼人が出頭しているときは、裁判官はDCMを説明し、ADRのような和解を目的とした機会を強調し、また訴訟の遂行に要する費用の問題を持ち出す機会としてこの協議を利用するのである。⁽¹²⁸⁾

大部分の裁判官は、弁護士が一層見識を持ちかつ協力的であればあるほど、訴訟を能率化しかつ後に生じる問題を予防するためにもまた、この協議を利用することができる⁽¹²⁹⁾と述べた。過去におけるように単に期日を設定するだけではなく、大部分の裁判官は、現在、争点の有する説得力(strength)について議論し、弁護士が彼らの主張を立証するためにどのような証拠を使用するかを調査し、正当と認められない主張を処理し、また早期の正式事実審理省略判決の申立て(summary judgment motion)により解決される可能性のある事件を確定するためにこの協議を利用している。裁判官は、訴訟の早期の時点で行われるこれらの徹底的な議論がより厳格な計画を可能とし、また、例えばディスカヴァリ上の紛争または延長の申立て(requests for extensions)のような後に発生する可能性のある問題の数を減少させると考えている。数名の裁判官はまた、徹底的な協議は一般的にモーションの数を減少させるが、弁護士を早期に彼らの主張の説得性の問題に直面させることにより、事実審理省略判決を求めるモーションの数を増加させるであろうと考えている。これらのモーションの増加はまた、巡回区および連邦法上の変更によるものである⁽¹²⁹⁾、とこの裁判官は指摘した。

③事件管理トラック(The Case Management Tracks) 弁護士による初期の準備および事件管理協議に加え、裁判官らは、事件管理トラックの制度をDCMに関する第三の重要な特徴として認めた。大部分の裁判官が、トラッ

キング制度は本質的には新たな名称の付された個別的な事件管理である点に同意しているが、彼らの大部分が一つの明確な特徴を指摘した。すなわち、地方規則に規定されているトラックの特徴と期限 (time-frames) は、弁護士に対して裁判所の期待についての重要な情報を提供し、かつ彼らがその訴訟事件に関するスケジュールとディスカヴァリの範囲に関する合理的な計画を立てることを援助するのである。⁽¹³⁰⁾

トラックはまた、初期のスケジュールを決定し、かつそれに続いて例えば審理のような訴訟の各段階を予定された期限内に完了させるための裁判官に対する指針を提供する。弁護士と裁判官の双方がトラック上の指針を利用することにより、彼らが初期事件管理協議において会合するまでにはすでに共通の枠組みが確立されているのである。ある裁判官が述べたように、「トラックは、弁護士と裁判官のために訴訟を構築する目的で我々が利用する手段である」。⁽¹³¹⁾

④目標とされる審理期限 多くの裁判官は、DCMが確定的な審理期日を強調した点を、その制度におけるもう一つの重要な要素として認めた。数名の裁判官は、訴訟の中間に至るまでは実際の期日を設定することはできないと感じているが、彼らは、その訴訟の当初から、その事件が振り分けられたトラック上の期限の範囲内に審理が行われるであろうという期待を有していることを指摘した。すなわち、ある裁判官は、それは「当初からスケジュールを期待される審理期日に集中させる」と述べた。審理期日が確定的なものとなるように、裁判官らは、予定された審理期日が到来した時に担当できなかった裁判官に代わり、進んでその訴訟事件を審理してきた。⁽¹³²⁾

⑤ディスカヴァリ上の紛争のための電話協議 ひとたびスケジュールが決定されると、もう一つの特徴がそのスケジュールを維持するために重要である、と多くの裁判官が述べた。それは、ディスカヴァリ上の紛争を解決するための電話協議である。この訴訟実務はDCMに先行していたが、「効率性を非常に高める」とある裁判官は述べた。なぜなら、それは迅速に紛争を解決し、ディスカヴァリが迅速に進行することを可能とし、また弁護士が準備し裁判

官が審査する書面の量を減少させるからである。⁽¹³⁾

⑥ 自動化されたトラッキング・実験への意欲 数名の裁判官は、DCMに関するその他の二つの点が裁判所を援助したことを認めた。これらは、訴訟事件のスケジュールの設定にそれほど直接には関連していないが、それらの双方が、DCMを成功に導くものとして重要なものとなってきた。第一に、裁判所の自動化されたトラッキング制度および定期的な訴訟事件報告書であり、それらは、注意を要する訴訟事件についての情報を提供するだけではなく、計画実施責任 (accountability) の制度をもまた生じさせるのである。ある裁判官が述べたように、「専門家としてのプライドが裁判官を鼓舞する」のである。第二の特徴とは、有形的なものではないが一層重要である。「DCMは、自覚を高め改革への意欲を増加させた」とある裁判官は他の裁判官と同様に述べた。⁽¹⁴⁾

(3) DCMに関する懸念

ほとんどすべての裁判官が裁判所のDCM計画に献身的ではあるが、数名の裁判官が懸念を表明した。ある裁判官は、「我々が管理を行わずにしまおうという危険があるのではないか、また期限をあまりにも強調しすぎにしまおうという危険があるのではないか」と考えた。他の裁判官は、「我々は、余りにも和解に集中しすぎて陪審裁判を受ける機会を奪ってしまうのではないか」と問いを投げかけた。また、もう一人の裁判官は、「官僚組織を築き上げてしまおう」という懸念を表明した。これらと同一方向のものとして、ある裁判官は、書記官事務所に提出しなければならぬ報告書や、書記官事務所からの報告書で裁判官室により審査しなければならぬもののために、文書業務が裁判官にとり圧倒的に多くなりうることを指摘した。これらの裁判官は、彼らの懸念が(文書業務の負担の点を除いては)現実のものとなったとは指摘しておらず、もっぱら裁判所が注意を払うべき点として指摘したにとどまった。⁽¹⁵⁾

(4) 他の裁判所に対する推薦と提案

裁判官のDCMに対する傾倒の程度は、他の裁判所がDCM制度の実行を考慮すべきであるとの彼らの一般的な推薦に示されている。裁判官が指摘した理由には、DCMが「裁判官に対する指針を提供する」、「訴訟事件に対する適切なアプローチを展開するための枠組みを提供する」、「歩調を緩める傾向のある裁判官を、一層有能な裁判官にする」、「民事事件表に対する監督をもたらす」、そして「弁護士に対してあらかじめその訴訟事件を評価させ、どのような資源をそれに投入するかを判断させて、費用を減少させる」というものが挙げられた⁽¹³⁶⁾。

裁判官らは、DCM計画の採用に関心を持つ裁判所に対して、いくつかの提案を行った。数名の裁判官は、当初からその制度の設計に際して弁護士を関与させることの重要性を強調した。弁護士の参加を通して（特に、彼らがその地域で高い尊敬を受けているならば）、裁判所は、地方の実務や関心を考慮した、したがって一層迅速に弁護士により受け入れられやすい制度を提案する可能性が強まるであろう。例えば、オハイオ州北部地区では、弁護士の参加は、DCMがいくつのトラックを有すべきであるかや、各トラックの要件をどのようなものとするかを決定する際に重要なものと考えられた。弁護士の参加はまた、情報を普及させるための重要な手段でもある。

数名の裁判官はまた、DCMを検討している裁判所は、個々の裁判官の裁量の余地を認める制度を設計すべきであるとの推薦をも行った。トラック上の要件は指針と考えられるべきであり、固定的な要件と考えられるべきではない。これらの指針の範囲内において、裁判官は、初期事件管理協議を通して訴訟事件を監督すべきである。DCMを検討している裁判所はまた、裁判官が何を要求されているかを理解させるべきである。ある裁判官が述べたように、「裁判官は、当事者と折り合いをつけなければならない」のである。

ある裁判官は、DCM制度は有能な職員と事件を監視するための優れたコンピューター設備を必要とすることを指摘した。DCMのその他の点におけると同様、この領域についても、数名の裁判官は、DCMに関心を有する

裁判所はすでにその利用に成功を収めた裁判所と協議すべきことを推薦した。そして、ひとたびその計画が適切に立てられるならば、積極的にそれを再評価し必要があるれば変更すべきである、とある裁判官は述べた。⁽¹¹⁷⁾

それゆえ、全体として、オハイオ州北部地区における裁判官は、DCM制度から生じた多くの利点を経験したと考えている。彼らが最も有益であると指摘する構成要素には、弁護士が事件管理協議の準備のために会合しなければならぬものとする要件、事件管理協議それ自体、事件管理トラックおよび予定される審理期日を含めてそのトラックが裁判官並びに弁護士に対して提供する指針、ディスカヴァリ上の紛争のための電話の利用、および裁判所の自動化制度 (automation system) が提供する取扱訴訟事件の監視、が含まれる。⁽¹¹⁸⁾

- (114) DONNA STENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 103 (FJC 1997).
- (115) *Id.* at 104. オハイオ州北部地区連邦地裁における類型別事件管理計画の特色については、拙稿「オハイオ州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価(一)―連邦司法センターによる類型別事件管理計画(DCM)の評価を中心として―」国土館法字第三四号一九頁以下(二〇〇二年)を参照。
- (116) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 114, at 105.
- (117) *Ibid.* 前述のようだが、DCMは、プロジェクト裁判官に対する一層の合意を促進したようにには思われない。同様に、裁判所の保管する記録上は、六カ月を超えて係属するモーションの数は過去四年間に渡り減少してきたにもかかわらず、裁判官のコメントからは、モーションに関する裁判がより早期に行われたという証拠は存在していない。このような結果がDCMに基づくものであるか、あるいは六カ月を超えて係属する各裁判官のモーションを公表すべきものとする民事司法改革法上の要件に基づくものであるかは、明らかでない。*Id.* at 105, n. 81.
- (118) *Id.* at 106.

- (119) *Ibid.*
- (120) *Ibid.*
- (121) *Ibid.*
- (122) *Id.* at 107.
- (123) *Ibid.* See also LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, Rule 16.3 (b) (2) (c).
- (124) DONNA STENSTRA ET. AL., *supra* note 114, at 107. 「accountability」という用語の意味については、拙稿「オハイオ州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価（一）——連邦司法センターによる類型別事件管理計画の評価を中心として」(国土館法字第三四号「一九頁注（四七）（二〇〇二年）を参照。
- (125) DONNA STENSTRA ET. AL., *supra* note 114, at 107. そのスケジュールは、「一般にデイスカヴァリの期限、当事者の追加およびフリーチャージの修正の期限、終局的モーションの提出の期限、および裁判官との次回の協議の期限を含む。ADR開催の期日または設定を含む。」*Id.* at 107, n. 82.
- (126) *Id.* at 108. See also LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, Rule 16.3 (b) (3).
- (127) DONNA STENSTRA ET. AL., *supra* note 114, at 108. See also LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, Rule 16.1 (b) (2).
- (128) DONNA STENSTRA ET. AL., *supra* note 114, at 108.
- (129) *Ibid.*
- (130) *Id.* at 109. See also LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, Rule 16.2 (a).
- (131) DONNA STENSTRA ET. AL., *supra* note 114, at 109. ミシガン州西部地区連邦地方裁判所における類型別事件管理計画についての裁判官の評価に関しては、拙稿「ミシガン州西部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価（２・完）——連邦司法センターによる類型別事件管理計画の評価を中心として」(国土館大学比較法制研究第二五号二頁以下（二〇〇二年）

を参照。

(132) DONNA STIENSTRA ET. AL., *supra* note 114, at 109.

(133) *Ibid.*

(134) *Ibid.*

(135) *Id.* at 110.

(136) *Ibid.*

(137) *Ibid.*

(138) *Id.* at 111.

2 DCMの効果に関する弁護士の評価

本節では、弁護士が裁判所において争った特定の訴訟事件において経験したものであるものとしての、DCM制度に関する弁護士の評価が検討される。DCMがある一定の訴訟事件または弁護士に対して他の場合よりも一層効果的であるかどうかを判断するため、DCM制度に関する弁護士の評価が、極めて多くの当事者および訴訟事件上の特徴、例えばその弁護士が当裁判所で争った訴訟事件の数、彼らが争った訴訟事件の複雑性の程度、その訴訟の性質、およびその事件に関するディスカヴァリーの量と関連性を有するかどうかをも調査する。

連邦司法センターは、最初に訴訟処理期間に関する計画の効果についての弁護士の評価を行い、第二に費用に関する計画の効果についての弁護士の評価を行う。そして第三に、裁判所による訴訟事件の管理についての弁護士の満足度、および彼らがDCMを全体として効果的な事件管理制度と考えているかどうかを論じている。もっとも、この調査結果はDCMに関する弁護士の経験を反映したものであり、必ずしもその実際の効果を反映したのではない。⁽¹³⁹⁾

表7 受任した訴訟事件の所要期間に関する弁護士の評価

オハイオ州北部地区

提訴から終結までの所要期間に関する評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=609)
訴訟の進行は遅すぎた	12.0
訴訟は適当な速度で進行した	80.0
訴訟の進行は早すぎた	3.0
意見なし	6.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 112 (1997).

(1) 訴訟処理期間に及ぼすDCMの効果

表7に示されるように、訴訟事件がその提訴から終結まで進行するのに要する所要期間についての評価を問う一般的な質問に対して、北部地区において訴訟を遂行した大多数の弁護士が、彼らの訴訟事件は適切な速度で進行したと報告した。しかし、所要期間についての弁護士の認識は、その事件が振り分けられたトラックにより著しく異なった。受任事件が行政トラックに振り分けられた弁護士のうち四一%の者が、彼らの担当した訴訟事件はあまりにも遅く進行したと考えた一方、その他のトラックに振り分けられた事件を担当した弁護士のうち少なくとも八〇%の者が、その事件は適切な速度で進行したと考えた。

所要期間についてのこのような一般的な評価は、もちろん、弁護士がDCMは適切な訴訟進行の速度の維持に役立ったと考えたかどうか、あるいはDCMが原因で一二%もの弁護士が著しく訴訟の進行が遅延したと感じたかどうかを示すものではない。この問題は以下の二つの分析により直截に扱われる。

① DCMが全体として訴訟処理期間に及ぼす効果についての弁護士の評価

表8は、DCMが弁護士の受任した訴訟事件の所要期間に及ぼした全体的な効果についての彼らの評価を示している。この地区における半数を遙かに超える弁護士が、DCM計画は全体として彼らの訴訟の遂行に要した期間になんらの効果も持たなかったと述べた。他方において、きわめて少数の者がそれは訴訟事件の

表 8 DCM が訴訟事件の所要期間に及ぼした全体的な効果に関する弁護士の評価
オハイオ州北部地区

DCM が処理期間に与えた全体的な効果に関する評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=581)
訴訟の進行を促した	39.0
訴訟の進行を妨げた	3.0
訴訟を遂行する時間に何らの影響を与えなかった	58.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 112 (1997).

進行を妨げたと考え、それ以外の弁護士が、DCMは彼らの受任した訴訟事件を迅速に処理したと考えた。⁽¹⁴⁾

DCMが有益であると考えた弁護士は、それが何らの効果も持たなかったと報告した弁護士と異なっているか。更に実施された分析によれば、弁護士の回答は、事件の種類、当事者の種類（原告か被告か）、または弁護士の特徴（実務または当裁判所での経験年数）により異ならなかった。しかし、彼らの回答は、いくつかの事件の特徴と関連していた。⁽¹⁵⁾

(a) ディスカヴァリ・ディスクロージャー 弁護士がわずかな数量の正式なディスカヴァリを報告したとき、彼らは一般にDCMはその訴訟事件を迅速に処理したとも感じた。すなわち、わずかな数量の正式なディスカヴァリを報告した弁護士のうち五〇％の弁護士が、DCMは全体として訴訟を迅速化するという効果を有すると感じる一方、これと比較すると、中間の数量のディスカヴァリを報告した弁護士では四四％、多数のディスカヴァリを報告した弁護士では三七％がそのような報告を行った。⁽¹⁶⁾

所要期間に及ぼすDCMの効果についての弁護士の評価はまた、報告されたインフォーマルなディスカヴァリの数量とも関連したが、興味深いことに、それは逆の方向で関連性を有した。すなわち、高い水準のインフォーマルなディスカヴァリが行われたという報告は、DCMが訴訟を迅速化したという報告と関連性を

有しており、わずかな数量のインフォーマルなディスカヴァリは、DCMが所要期間についてなんらの効果も持たなかったという報告と関連していた。⁽¹⁴⁾多くのまたは非常に多くのインフォーマルなディスカヴァリを報告した弁護士では、半数を超える者(五三%)がDCMは訴訟を迅速に処理したと考えた一方、これと比較すると中間の数量を報告した弁護士では四八%、わずかなまたは非常にわずかな数量を報告した弁護士では四〇%の者が、そのように考えた。⁽¹⁵⁾

(b) トラックへの振分け さらに実施された分析によれば、DCMが全体として所要期間に及ぼす効果についての評価は、事件管理トラックによってもまた異なっており、迅速トラック上の事件を担当した弁護士のかんりの割合の者が(五四%)、DCMは訴訟事件を迅速に処理したと報告し、標準トラック上の事件を担当した弁護士(四八%)、複雑トラック上の事件を担当した弁護士(三七%)、そして行政トラック上の事件を担当した弁護士(二四%)がこれに続いている。これらの結果は、迅速処理トラック上の事件については特に興味深い。後述第四節において示されるように、これらの訴訟事件では、その他の非行政トラック上の事件の場合よりも、トラック上の指針の範囲内で終結する事件はわずかであるにもかかわらず、裁判所における最も迅速なトラックであるこのトラック上の事件を処理する弁護士は、それが訴訟を進行させたと報告した。行政事件については、もっぱら四分の一の弁護士のみが、DCMは訴訟処理期間について積極的な効果を有したと考えており、この制度がこれらの事件には特に効果的ではなかったことを示唆している。⁽¹⁶⁾

(c) ADRへの付託 我々はまた、訴訟事件がADRに付託されたいかなかにより、DCMが所要期間に及ぼす効果についての弁護士の認識に重要な相違があることを見出したのであり、ADR手続に付託された事件を担当した弁護士の五一%が、DCMは訴訟を迅速化したと報告した一方、ADRに付託されなかった事件を担当した弁護士の場合、三五%のみがそのような効果を報告した。⁽¹⁷⁾

これらの分析は、全体として、DCMが裁判所におけるより日常的な民事事件において、また当事者が審理前の手続において相互に協力的な事件、すなわち、例えば正式なディスカヴァリの数量が少なく、インフォーマルなディスカヴァリの数量が多く、また当事者がADRに参加するような事件において、訴訟を迅速化するものとして最も効果的であることを示唆している。⁽¹⁸⁾

② 特定の事件（訴訟）管理上の構成要素が訴訟処理期間に及ぼす効果についての弁護士の評価 さらにDCMが訴訟処理期間に及ぼす効果を評価するため、連邦司法センターは、弁護士に対して特定のDCM上の構成要素が及ぼす効果を質問した。表9は、弁護士が、DCM制度上の主要な要素およびその他のいくつかの事件管理手続が訴訟遂行に要した期間に及ぼす効果を、どのように評価したかを示している。計画上の構成要素は、それが訴訟を進行させたと述べた回答者の割合が高い順に記載されている。この分析は、その構成要素が彼らの訴訟事件において使用された者の回答のみを含んでいる。⁽¹⁹⁾

(a) 訴訟事件を進行させるものと報告された構成要素 かなり多くの弁護士（ほぼ半数から四分の三を超える）が、訴訟事件を進行させるものとして以下のような特定のDCM上の構成要素、またはその他の事件管理手続を挙げた。すなわち、(ア) ディスカヴァリ上の紛争を解決するための、直接の会合に代わる電話の利用（八一%）、(イ) 裁判官が発令するスケデュールリング命令（七七%）、(ウ) 予定された期日に審理を行うこと（七六%）、(エ) 裁判官との早期の事件管理協議（七四%）、(オ) 裁判官との最終審理前協議（六六%）、(カ) 連邦民事訴訟規則二六条(a) 項(1)に基づく初期ディスカロージャー（五七%）、(キ) ディスカヴァリに関する期間制限（五五%）、(ク) 弁護士による共同の計画報告書（五〇%）、(ケ) 裁判官がモーションについて裁判を行わなければならない期限（五〇%）、及び(コ) 訴訟事件の事件トラックへの振分け（四八%）である。⁽²⁰⁾

表9 類型別事件管理上の方策が、訴訟処理期間に及ぼした効果に関する
弁護士の評価（パーセント）

オハイオ州北部地区

DCM 計画上の方策	人数	訴訟事件を 進行させた	訴訟事件を 遅延させた	効果 なし
ディスカヴァリの紛争を解決するための直接の会合に代わる電話の利用	201	81.0	2.0	17.0
裁判官の発令するスケジューリング命令	417	77.0	1.0	22.0
審理を予定された期日に開くこと	125	76.0	2.0	22.0
裁判官との早期事件管理協議	370	74.0	2.0	23.0
裁判官との最終審理前協議	189	66.0	1.0	33.0
ディスカヴァリに関する期間上の制限	328	55.0	1.0	44.0
弁護士の共同報告書	324	50.0	4.0	46.0
裁判官がモーションについて裁判すべき期限	182	50.0	6.0	45.0
裁判所の事件管理トラックへの訴訟事件の振分け	437	48.0	1.0	51.0
質問書の数の制限	262	29.0	4.0	68.0
ディスカヴァリ上の紛争を解決するために誠実な努力をしたことの証明書	199	24.0	7.0	69.0
最初の訴答書面と共に事件情報書面を提出すること	416	23.0	2.0	76.0
証言録取書の数の制限	230	20.0	4.0	75.0
その他の事件管理上の方策				
連邦民訴規則26条(a)項(1)により当事者が行う初期ディスクロージャー	225	57.0	4.0	39.0
裁判所または裁判官が事件をADR手続に付すこと	108	47.0	18.0	35.0
連邦民訴規則26条(a)項(2)により当事者が提出する専門家証人の報告書	105	38.0	5.0	57.0
裁判所または裁判官の要求する文書業務	222	32.0	11.0	57.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 114 (1997) .

多くの弁護士が、DCM上の構成要素の多くは彼らの訴訟事件の迅速な処理に有益であると考えたことは明らかである。彼らがある構成要素を有益なものと考えなかった場合、彼らは一般にそれがほとんど効果を持たなかったと報告しており、それが有害な効果を有したとの報告はほとんどなされなかった。弁護士が有益なものと考えた構成要素のいくつかについては、彼らの評価は裁判官のそれと一致しており、それには、ディスクヴァリ上の紛争のための電話の利用、事件管理協議の開催、共同の事件管理書面の準備、および訴訟事件のトラックへの振分けが含まれた。また、裁判所がその採用を検討した際に生じた弁護士の抵抗を考慮すると、裁判所にとり意外であった手続として、半数を超える弁護士が、連邦民事訴訟規則二六条(a)項(1)の規定するディスクロージャーは訴訟を進行させた⁽⁹⁾と述べた。

(b) 訴訟処理期間にほとんど効果を有しないと報告された構成要素 表9によれば、弁護士が訴訟処理期間について積極的な効果を報告しなかったいくつかのDCMおよびその他の事件管理上の構成要素については、弁護士はそれが単純になんらの効果も持たないものと考えた。これらには、(ア) 訴訟事情情報書面を最初の訴答書面とともに提出すること(七六%)、(イ) 証言録取書の数の制限(七五%)、(ウ) ディスクヴァリ上の紛争を解決するための誠実な努力に関する証明書(六九%)、および(エ) 質問書の数の制限(六七%)が含まれる⁽¹⁰⁾。

これらの回答の中でおそらく最も注目されるのは、質問書および証言録取書の制限が及ぼす効果についての弁護士の評価であろう。DCM計画上のこれらの重要な要素は、その採用の際に論争を引き起こしたのであるが、極めて多数の弁護士により訴訟所要期間についてなんらの効果も有しないものと考えられているのである。ディスクヴァリについては、より大きな利益はディスクヴァリに関する期間制限から生ずるように思われる⁽¹¹⁾。

(c) 訴訟事件を遅延させるものと報告された構成要素 弁護士により訴訟事件を遅延させるものと認められた

裁判所の手続はほとんどない。実際、一〇%を超える弁護士により彼らの受任した訴訟事件を遅延させたと指摘されたDCM上の構成要素は存在せず、大部分の構成要素については5%を下回った。しかし、二つのDCM外の事件管理手続が、より高い割合の弁護士により訴訟事件を遅延させるものと認められた。一八%の弁護士が、裁判所または裁判官が訴訟事件をADR手続に付託することがその訴訟を遅延させるものと考え、一一%の弁護士が、裁判所または裁判官の書面業務の要求が訴訟を遅延させると述べた。弁護士または訴訟事件の特徴と、訴訟処理期間に関してこれらの構成要素が有する効果についての評価との間にはほとんどなんらの関係も認められなかったが、複雑トラック上の事件を担当した弁護士が、他の弁護士よりも書面業務の要求が訴訟を遅延させると述べる可能性がより高かった。⁽¹⁵⁾

(d) 訴訟処理期間に及ぼす効果について意見の相違があるとみられる構成要素 いくつかのDCM上の構成要素については、その構成要素が訴訟を進行させるかまたは所要期間についてなんらの効果も持たなかったかについて、弁護士の間に明白な意見の相違が存在した。これらに属するのは、弁護士による共同の計画報告書、訴訟事件の事件管理トラックへの振分け、および裁判官がモーションについて裁判しなければならぬ期限である。これらのうち最初の二つの構成要素については、弁護士または訴訟事件の特徴、トラックへの振分け、またはその事件がADRに付託されたかどうかにより、何ら重要な相違も存在しなかった。⁽¹⁶⁾

しかしながら、更に実施された分析によると、DCM前にこの裁判所においてより多くの訴訟事件を担当した弁護士の方が、少数の事件を担当した弁護士よりも、モーションに関する裁判の期限が訴訟処理期間に効果を持たなかったと考える可能性がより高かった。DCM実施前に二〇件を下回る事件を担当した大多数の弁護士は、これらの期限が訴訟を進行させたと考えた。この点は、この地区において以前から長い実務経験を有する弁護士は、どの程度迅速にモーションに関する裁判が新たな制度の下で行われるかについて、大きな違いを感じていないことを示唆している。⁽¹⁶⁾

表10 提訴から終結までの訴訟に要する費用に関する弁護士の評価

オハイオ州北部地区

提訴から終結までの費用の評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=607)
思ったより高かった	17.0
おおよそ妥当だった	65.0
思ったより低かった	6.0
意見なし	11.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 117 (1997) .

(2) 訴訟に要する費用についての計画の効果

表10は、訴訟の速度の場合と同様、大部分の弁護士が、彼らの訴訟に要する費用はおおむね適切であると評価した。もっとも、そのように述べた者の割合は六五％であり、訴訟の進行速度が適切であると述べた者の割合（八〇％）よりも少なからず低い。同様に、費用が高額であると述べた弁護士の割合は一七％であり、訴訟がかなり遅く進行したと述べた者の割合（一二％）よりも少なからず高い。

複雑事件を担当する弁護士の方が、訴訟に要する費用はそれらが本来かかる費用に比べより高額であると報告する可能性が一層高かった（複雑トラック上の弁護士では五九％にのぼり、これと比較すると、その他のトラック上の弁護士は二〇％を下回る）。その他の類型の訴訟事件を担当した少なくとも三分の二の弁護士が、その費用はほぼ適切であると考えた。このような調査結果についての一つの可能な説明は、DCMが、裁判所における最も負担の重い事件についての処理期間または費用を削減するにはあまり効果的ではないというものである。他方において、その質問はDCM計画について限定して行ったものではないので、これらの回答は、DCMの失敗を反映したものであるというよりは、むしろ複雑な訴訟は費用がかかるという弁護士の認識を反映したものとみうるであろう。連邦司法センターはこの争点を取り扱うため、次のようなその他の二組の分析に注目した。

① DCMが全体として費用に及ぼす効果についての評価 大部分の弁護士は、

表11 DCM が受任した訴訟事件の費用に及ぼした全体的な効果に関する
弁護士の評価

オハイオ州北部地区

DCM が費用に及ぼした全体的な効果に関する評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=569)
費用は減少した	25.0
費用は増加した	8.0
効果はなかった	67.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 117 (1997) .

訴訟を遂行する際に要する費用が概ね適正であると考えたが、その大部分がDCMは訴訟に要する費用に効果を及ぼしたとは報告しなかった。表11が示すように、DCMが全体として訴訟に要する費用に及ぼす効果についての弁護士認識は、それが訴訟処理期間に及ぼす効果についての彼らの評価と類似している。すなわち、大多数の弁護士は、ほとんど効果を持たなかったと報告した。しかしながら、DCM計画が訴訟処理期間を増加させたと報告した弁護士(三%)よりも多くの弁護士が、それは費用を増加させたと報告(八%)している。もっとも、いずれにしても、その割合は極めて低い⁽¹⁹⁾。

追加的な分析によると、いくつかの訴訟事件の特徴が、全体としてDCMが費用に及ぼす効果についての認識に著しく関連しており、それには、訴訟事件における法律上または手続上の複雑性に関する弁護士の順位づけ、その事件における正式なディスカヴァリーの数量、その事件における請求金額(monetary stakes)、その事件の金銭的価値についての当事者の合意の程度、およびその事件が審理に進行する可能性が含まれる。訴訟事件の複雑性およびディスカヴァリーの数量が低い場合、およびその事件が事実審理に進行する可能性が低い場合、弁護士はより一層訴訟に要する費用についての有益な効果を認識した。弁護士が請求金額は高額であると報告したとき、彼らは一層DCMが費用を増加させたと考えた。また、当事者がその訴訟事件の金銭的価値について合意している場合、彼らは、より一

層DCMが費用について効果を持たないと述べる可能性が高かった⁽¹⁰⁾。

その相違は、トラックによってもまた見出された。すべてのトラックにおける大多数の弁護士が、DCMは費用についてなんらの効果も持たなかったと報告したが、迅速トラックおよび標準トラック上のより多くの弁護士（それぞれ二九%および三三%）が、DCMは訴訟に要する費用を減少させたと報告した一方、複雑トラック（五%）および行政トラック（一九%）上の弁護士では、そのように述べた者の数は一層少なかった。複雑トラック上の事件を担当した弁護士のうち二一%の者が、DCMは費用を増加させると考えたのであり、最も高い割合となっている⁽¹⁰⁾。

これらの調査結果は、訴訟所要期間について明らかとなったものと類似しており、再度DCMは、わずかな数の正式なディスカヴァリおよび複雑性の低さにより特徴付けられる単純かつ標準的な訴訟事件において、費用の減少の点でより一層効果的であることを示唆している⁽¹⁰⁾。

②特定の事件管理上の構成要素が訴訟に要する費用に及ぼした効果についての弁護士の評価 個々のDCM上の構成要素が、その制度全体としてよりも費用の減少に効果的であるかどうかを判断するため、それぞれの構成要素が費用に及ぼす効果についての弁護士の評価が調査された。この分析の一つの目的は、費用が高額にすぎると報告した比較的多い数の弁護士が、その点を特定のDCM上の構成要素に起因するものとしているかどうかを判断することである。表12は、それぞれのDCM上の構成要素（およびその他のいくつかの事件管理上の構成要素）が弁護士の受任した事件における費用に及ぼした効果についての、彼らの評価を示している⁽¹⁰⁾。

(a) 訴訟に要する費用を減少させたと報告された構成要素 大部分の弁護士が、DCMは全体として訴訟に要する費用の減少にとり効果的ではなかったと考えた一方、半数を超える弁護士が、二つのDCM上の構成要素に基づく費用の減少を認めた。少数とはいえかなりの者がまた、非DCM上の二つの手続に基づく費用の減少を報告した。

表12 DCM 計画上的方策が、訴訟終結までの訴訟に関する費用に及ぼした効果に関する弁護士の評価（パーセント）

オハイオ州北部地区

DCM 計画上的方策	人数	当該事件の費用を減少させた	当該事件の費用を増加させた	効果なし
ディスカヴァリの紛争を解決するための直接の会合に代わる電話の利用	167	80.0	3.0	17.0
審理を予定された期日に開くこと	100	58.0	6.0	36.00
裁判官との早期事件管理協議	318	43.0	13.0	45.0
裁判官との最終審理前協議	159	40.0	12.0	48.0
裁判官の発令するスケジューリング命令	349	36.0	5.0	59.0
裁判官がモーションについて裁判すべき期限	149	34.0	5.0	61.0
ディスカヴァリに関する期間上の制限	277	30.0	7.0	63.0
質問書の数の制限	223	30.0	6.0	65.0
裁判所の事件管理トラックへの訴訟事件の振分け	363	28.0	3.0	69.0
弁護士の共同報告書	282	26.0	15.0	59.0
証言録取書の数の制限	190	22.0	5.0	73.0
ディスカヴァリ上の紛争を解決するために誠実な努力をしたことの証明書	167	19.0	10.0	72.0
最初の訴答書面と共に事件情報書面を提出すること	348	11.0	12.0	77.0
その他の事件管理上の方策				
連邦民訴規則26条 (a) 項 (1) により当事者が行う初期ディスクロージャー	184	43.0	13.0	44.0
裁判所または裁判官が事件を ADR 手続に付すこと	83	42.0	30.0	28.0
連邦民訴規則26条 (a) 項 (2) により当事者が提出する専門家証人の報告書	85	21.0	20.0	59.0
裁判所または裁判官の要求する文書業務	186	20.0	25.0	55.0

オハイオ州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価（一・完）（小松良正）

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 119 (1997) .

費用を減少させる方策には、(ア) ディスカヴァリ上の紛争を解決するための電話の利用(八〇%)、(イ) 審理を予定された期日に実施すること(五八%)、(ウ) 連邦民事訴訟規則二六条(a)項(1)の規定する初期ディスクロージャーを実施すること(四三%)、および(エ) ADRへの付託(四二%)がある。⁽¹⁶⁾

ADRを除くこれらのそれぞれの構成要素については、その他の大部分の弁護士が、その構成要素は何らの効果も有しないと報告した。⁽¹⁶⁾

異なった類型の訴訟事件または弁護士が、これらの構成要素の効果を異別に評価したかどうかを調査した結果、彼らの受任した訴訟事件におけるインフォーマルなディスカヴァリの数量が多いと述べた弁護士が、ディスクリージャーは費用を減少させたと報告した一方、インフォーマルなディスカヴァリの数量が少ないと述べた弁護士は、ディスクリージャーが効果を持たなかったと報告した。二つの調査結果はともに、連邦民事訴訟規則二六条(a)項(1)に基づくディスクリージャーまたはその他の方法により、ディスカヴァリの対象となる資料の交換がインフォーマルであるときは、訴訟に要する費用はより低額になることを示唆している(ADRに関する相違については、後述される。費用を増加させると考えられる構成要素を参照)。⁽¹⁶⁾

(b) 訴訟に要する費用にほとんど効果を持たなかったと報告された構成要素 表12が明確に示すように、高い割合の弁護士が大部分のDCM上の構成要素は訴訟に要する費用についてなんらの効果も有しないと報告した。五〇%以上の弁護士が、以下のようなDCM上の構成要素についてそのような指摘を行った。これらには、(ア) 事件情報書面を最初の訴答書面とともに提出すること(七七%)、(イ) 証言録取書の数の制限(七三%)、(ウ) ディスカヴァリ上の紛争を解決するための誠実な努力を行った証明書(七二%)、(エ) 訴訟事件を事件管理トラックの一つに振り分けること(六九%)、(オ) 質問書の数の制限(六四%)、(カ) ディスカヴァリに関する期間制限(六三%)、

(キ) 裁判官がモーションについて裁判しなければならぬ期限(六二%)、(ク) 共同の計画報告書(五九%)、および(ケ) 裁判官の発令するスケデュール命令(五九%)⁽¹⁶⁾が含まれる。

(C) 訴訟に要する費用を増加させると報告された構成要素 非常にわずかな数のDCM上の構成要素についてのみ、一〇%を超える弁護士がその構成要素は費用を増加させると考えており、それらは、(ア) 弁護士による共同の計画報告書(二五%)、(イ) 早期の事件管理協議(二三%)、(ウ) 事件情報書面を最初の訴答書面とともに提出すること(一二%)、および(エ) 最終審理前協議(一二%)⁽¹⁸⁾である。

これらのDCM計画上の構成要素が費用を増加させると報告した弁護士について、顕著な特徴はほとんど見出されなかった。被告側弁護士は、原告側弁護士よりも、共同の計画報告書および早期事件管理協議が訴訟に要する費用を減少させたと報告する可能性がより高かった(原告側弁護士は、それらがなんらの効果も持たないと述べる可能性がより高かった)のであり、このような関係を説明する用意はまだできていない。また、複雑トラック上の事件を担当した弁護士は、訴訟の初期に提出される事件情報書面が費用を増加させると考える可能性がより高く、この点は、同様にこのトラック上の弁護士が、書面業務は訴訟を遅延させると考える可能性がより高かったことを示す先の分析と一致している。⁽¹⁹⁾

訴訟に要する費用を増加させるとみられる可能性が最も高かった事件管理手続は、DCM上の構成要素ではなく、その他の裁判所の手続であった。それらは、(ア) ADRへの訴訟事件の付託(三〇%)、(イ) 当事者に対して、連邦民事訴訟規則二六条(a)項(2)の規定する専門家証人(expert)⁽¹⁷⁾の報告書の提出を求めること(二〇%)、および(ウ) 書面業務の要求(二五%)⁽¹⁷⁾である。

もっぱらADRについてのみ、その構成要素が訴訟に要する費用を減少させると述べた弁護士の割合(四二%)の

方が、その構成要素に関する弁護士の評価を上回った。その他の二つの構成要素については、それが費用を増加させると述べた数は、費用を減少させると述べた数と同じかそれを上回った。

書面業務が訴訟に要する費用を増加させると考える可能性が最も高い弁護士は、個人で実務を行っている弁護士、迅速トラックおよび標準トラック上の事件を担当している弁護士、および少数ならびに中間の数の正式なディスカヴァリを報告した弁護士であった。それゆえ、最も規模の小さい実務を行っている弁護士や、複雑性の低い事件を担当している弁護士は、書面業務が負担となると考える一方、より大きな法律事務所が実務を行い、またより複雑な事件を担当する弁護士は、おそらく一層適切にそれらの処理に必要な財源を予想しかつ獲得することができるものと思われる。

A D R への付託が費用を増加させるものと報告された訴訟事件をさらに分析すると、より多くの証言録取書を実施した当事者が、A D R への付託は費用を増加させると述べる可能性がより高いことが示されており、この点は、おそらくより多くのディスカヴァリを求める当事者の方が、A D R は費用の減少にあまり有益ではないと見ていることを示している。ここで問題となっているのは純然たるディスカヴァリの数であるのか、あるいはより多くの数のディスカヴァリという点が複雑なまたは対立の大きい訴訟事件を意味しているのかを調査した結果、A D R による費用の増加を報告した弁護士は、一般的に、より高額の請求金額が含まれていると報告し、また当事者間や弁護士間での対立が存在したり事件の評価についてほとんど合意がない点を含め、彼らの事件において一層大きな対立が存在していると報告した。

また、その訴訟に含まれる争点に関する合意の程度について、高いまたは低い水準の合意の双方を報告した弁護士が、A D R は費用を増加させたと述べた。すなわち、争点について中間の程度の合意を報告した弁護士が、A D R の

表13 訴訟の結果に関する弁護士の満足度

オハイオ州北部地区

結果に関する満足度	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=595)	結果の公正さ	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=593)
非常に満足	54.0	非常に公正	52.0
比較的満足	26.0	比較的公正	27.0
やや不満	12.0	やや不公正	12.0
非常に不満	11.0	非常に不公正	9.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 122 (1997) .

費用に及ぼす効果は有益または良好であると考えたのであり、この点はおそらく争点についての相当な程度の合意が、ADRに対する最も適切な訴訟事件の付託をもたらすことを示唆している。争点についての合意の程度が非常に低い訴訟事件は、ADR手続によっては解決できないであろうし、またその付託はもっぱら訴訟事件を長引かせ、したがって費用全体を増加させるだけであろう。他方において、争点についての合意の程度が非常に高い訴訟事件もまた、ADRの候補としては不適當であろう。なぜなら、それらは、ADRによらずにより迅速かつ低廉に解決することができるからである。⁽¹⁷⁾

(3) 訴訟の結果および裁判所の事件管理についての満足度

訴訟に要する期間と費用を減少させるための新たな手続を追求することはしばしば適切である一方、そのような手続が、当事者に対して満足のいくかつ公正と考える結果をもたらすかどうかをも考慮することが重要である。何人かの弁護士は受任した事件で敗訴したであろうから、すべての弁護士が彼らの担当した訴訟の結果に満足しているわけではないことに注意しつつ、表13は、全体で四分の三の弁護士が訴訟の結果に満足しており、そのうち半数は非常に満足していると報告していることを示している。⁽¹⁸⁾ 約八〇%の弁護士が訴訟の結果は公正であると報告しており、そのうち半数を超える弁護士が、その結果は非常に公正であると報告している。

表14 裁判所の事件管理に関する弁護士満足度

オハイオ州北部地区

事件管理に関する満足度	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=589)	結果の公正さ	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=589)
非常に満足	58.0	非常に公正	64.0
比較的満足	28.0	比較的公正	24.0
やや不満	9.0	やや不公正	8.0
非常に不満	5.0	非常に不公正	4.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 123 (1997).

この地区における実務の経験年数およびこの地区におけるDCM前の経験年数の点からの、この質問に対する弁護士の回答についての調査は、経験年数により何らの意見の相違も示さなかった。しかしながら、被告側弁護士は、原告側弁護士よりも訴訟の結果とその公正さに一層強く満足している。さらに、ADRに付託されなかった訴訟事件を担当した弁護士は、非常に満足しておりかつ訴訟の結果を非常に公正であると考えたと報告する一方、ADRに付託された訴訟事件を担当した弁護士は、最も高い評価を与えたとしても、彼らはある程度満足しておりかつその結果はある程度公正である、と報告する可能性が高かった。

トラックへの振分けもまた、訴訟の結果に対する弁護士の満足度や公正さの認識に関連した。迅速トラックおよび標準トラック上の事件を担当した弁護士のうち七五%を超える者が、訴訟の結果に満足しかつそれは公正であると考えた一方、行政トラック上の事件を担当した弁護士では、もっぱら五七%の者がそれは公正であると述べ、また複雑トラック上の事件を担当した弁護士では、もっぱら四七%の弁護士が彼らは満足したと述べるにとどまった。⁽¹²⁾

表14によれば、弁護士は、彼らが訴訟の結果に満足する以上に、裁判所による彼らの事件の管理について一層満足していることが示されており、ほぼ九〇%の弁護士が、彼らは裁判所の管理に満足しておりかつそれは公正であると報告した。より多くの実務経験を有しかつDCMの採用前にこの裁判所で実務を行っていた

弁護士への回答は、実務経験年数が少なくかつこの地区での実務経験が一層浅い弁護士の回答と異ならなかった。しかしながら、訴訟の結果に関する場合と同様、裁判所の管理に関する評価は当事者の種類により異なっており、被告側弁護士の方が、原告側弁護士よりも一層裁判所の手続に満足しており、かつ一層それらの手続を公正なものとする可能性が高かった。

訴訟の結果についての弁護士の評価の場合と同様、裁判所による事件（訴訟）管理についての弁護士の認識もまた、DCM上のトラックにより異なった。再び、迅速事件および標準事件を担当した弁護士の方が、複雑事件および行政事件を担当した弁護士よりも、裁判所の事件（訴訟）管理についてより高い水準の満足度および公正さに関する強い認識を報告した。迅速トラック上の事件または標準トラック上の事件を担当した弁護士のうち六〇％を超える者が、裁判所の事件（訴訟）管理に非常に満足していると報告し、またそれが非常に公正であると考えたが、これと比較すると複雑トラックおよび行政トラック上の事件を担当した弁護士の場合は四六％を下回った。⁽¹⁷³⁾

先に確認された傾向は、再び、訴訟の結果および裁判所の事件（訴訟）管理に関する弁護士の満足度について次のように評価されるであろう。すなわち、弁護士の満足度は、裁判所におけるより単純な訴訟事件について最も大きいのである。しかしながら、一つの奇妙な関係が明らかになった。それは、ADRに付託された事件を担当した弁護士が低い満足度と公正さについての低い認識を報告したことである。この点は、審理または終局的判断を求めるモーションが終結した場合とは異なり、ADRには明確な勝者が存在しないことを反映しているのであるが、このような調査結果は、ADRが訴訟当事者に対してより一層満足のいく結果をもたらすという主張に反している。しかしながら、当事者、トラック、およびADRによるそれぞれの相違にもかかわらず、圧倒的多数の弁護士が、裁判所による訴訟事件の処理に満足しており、また裁判所による彼らの訴訟事件の管理は公正であったと考えたことは明らかである。

表15 事件（訴訟）管理制度としての DCM の効果に関する弁護士の評価
 オハイオ州北部地区

事件管理制度としての DCM の効果に関する評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=537)
効果的な事件管理制度である	85.0
効果的な事件管理制度ではない	15.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 123 (1997) .

ることに注目すべきである。⁽¹⁷⁴⁾

(4) 類型別事件管理計画の全体的な効果

上述の分析は、大部分の弁護士がいくつかの特定の DCM 上の構成要素を効果的なものと評価したことを示しているが、三九%の弁護士のみがその制度は全体として彼らの訴訟を迅速化させたと報告し、また二五%の弁護士のみがそれは彼らの訴訟事件に要する費用を減少させたと述べている。これらの混合した評価とは異なり、DCM が事件（訴訟）管理について効果的な制度であるかどうかが問われたとき、大多数の弁護士が（八五%）、この点を肯定する回答をした（表15を参照）。

これらの調査結果は、訴訟処理期間および費用に関する DCM の全体的な効果についての調査結果と矛盾するように見えるが、訴訟処理期間および費用に関する DCM の効果についての質問が、弁護士がこの制度について有益であると考えた点を挙げなかったことを示唆している。質問表に挙げられたコメントによれば、これらのその他の長所のいくつかが示されている。すなわち、DCM は、弁護士が訴訟事件について早期に計画を立てかつ争点を確定することに役立つこと、DCM はディスカヴァリを限定すること、および DCM は当事者が早期に会合する機会を提供すること、である。⁽¹⁷⁴⁾ 興味深いことに、多くの弁護士が、訴訟処理期間の短縮にも言及したのである。その他の弁護士は、DCM が早期のコンタクトと早期の争点確定を促進するので、一層短期のスケジュールや一層わずかなディスカヴァリ、または

一層高い和解の可能性を導くことを指摘した。⁽¹⁷⁵⁾

DCMが効果的ではないと述べた一五%の弁護士のうち、多くの弁護士もまたコメントを提供した。そのコメントはいくつかの問題点に集中しており、それらのうち二つはすでに前述の分析において確認されている。すなわち、行政トラックの大部分を占める社会保障事件に対してこの制度が効果的ではないこと、過度の書面業務、負担となる追加的要件、およびその制度の固定的な適用である。数名の回答者はまた、すべての裁判官がこのルールに従うならばこの制度は一層効果的であろうと提案した一方、その他の数名の者は、トラッキング制度は無関係である、なぜなら訴訟を効率的に行うための最も重要な要素とは、その裁判官の効率性だからである、と述べた。⁽¹⁷⁶⁾

DCMが効果的な制度であるかどうかに関する弁護士の評価についてさらに調査した結果、上述の分析が示した点を確認された。すなわち、行政トラック上の事件を担当した弁護士はDCMが効果的であると述べる可能性が最も低く、わずかに三分の二の弁護士のみがこの制度をそのように評価した一方、これと比較すると、迅速トラック事件を担当した弁護士は九七%、標準トラック事件を担当した弁護士は八四%、複雑事件を担当した弁護士は九五%が、DCMは効果的であると評価した。行政トラック上の事件を担当した弁護士で、その制度を効果的であると評価した者がより少ない点は、すでに先に論じられた弁護士の不満足に鑑みれば驚くことではない。より興味深い点は、同様の不満足が報告されているにもかかわらず、複雑事件を担当した弁護士の九五%が、なおこの制度を全体として効果的であるとみている点である。また、行政トラック上の事件を担当した弁護士で、この制度を効果的であるとみる者より少ないとしても、三分の二の者がこの制度を効果的であるとみている点に注意しなければならない。

この地区において訴訟実務の経験を有した弁護士と比較すると、DCM前において実務経験を持たない弁護士のうち若干大きな割合の者が、この制度を効果的であると評価している。DCM前の実務経験を有する弁護士が、DCM

のもたらした変化の程度をどのように評価したかを調査したところ、変化を見出した者がDCMを効果的であると評価する可能性がより高い一方、過去の実務となんらの変化も見出さなかった者は、DCMが効果的でない⁽¹³⁷⁾と述べる可能性がより高かった。しかしながら、これらの相違にもかかわらず、DCM前の実務経験を有する弁護士⁽¹³⁸⁾の八三%が新たな制度を効果的であると評価しており（DCM実施前の実務経験を持たない弁護士の九三%と比較）、事件（訴訟）管理計画について一般に肯定的見解が示されている。

自由回答式の質問で、その他のコメントまたは提案が求められた。二六九のコメントのうち、二種類のものが際立った。多くの弁護士が、モーション、特に終局的判断を求めるモーションに関する裁判の遅延による失望に言及した。また、多くの弁護士が、訴訟手続に関する制度よりも訴訟事件を処理する裁判官の方が一層重要である、と述べた。⁽¹³⁹⁾

(139) DONNA STENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 111 (FJC 1997).

(140) 別段の指摘がない限り、本節で言及されるすべての関係は、カイ二乗分析において、 $p < .05$ (or better) の水準で統計上重要性を有するものである。Id. at 111, n.83.

(141) Id. at 112.

(142) Ibid. 弁護士は、「非常に大きい」から「全くない」の範囲で、いくつかの事件の特徴の評価を求められた。Id. at 112, n. 84.

(143) Id. at 113.

(144) 弁護士が評価を求められた事項は、「インフォーマルなディスカヴァリの対象となる書面の交換またはディスクロージャの量」であった。Id. at 113, n. 85.

(145) Id. at 113.

- (146) *Ibid.* See also LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16.2 (a).
- (147) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 113. See also LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16.3 (b) (2) (c), Rule 16.4.
- (148) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 113. シンガン州西部地区連邦地裁においても、類似した調査結果が示されるところの点に「ついで」抽稿・前掲注(131) 国士館大学比較法制研究第二五号一五頁を参照。
- (149) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 113.
- (150) *Id.* at 115. 一方、シンガン州西部地区連邦地裁のDCM計画において訴訟を進行させるものと考えられた方策は、①裁判所との協議のための電話の利用(七三%)、②裁判官の発令するスケデュール命令(七二%)、③裁判官との早期の事件管理協議(六七%)、④裁判官との一層のコンタクト(六六%)、⑤裁判官によるモーションの処理(五八%)、⑥拘束力を及ぼす権限を有する当事者の和解協議への参加(五六%)、⑦事件管理トラックへの振分け(五四%)、⑧裁判官による審理計画の手続(五三%)、⑨弁護士による共同の事件管理報告書(五二%)、⑩ディスカヴァリに関する期間制限(五〇%)、⑪裁判所によるADRの要求(五〇%)、および⑫ディスカロージャー(四九%)であり、オハイオ州北部地区における調査結果とかなり類似している。この点について、抽稿・前掲注(131) 国士館大学比較法制研究第二五号一六頁以下を参照。
- (151) *Ibid.* See also Fed. R. Civ. P. 26 (a) (1).
- (152) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 115.
- (153) *Ibid.* シンガン州西部地区連邦地裁においても、弁護士により類似した評価がなされている。この点について、抽稿・前掲注(131) 国士館大学比較法制研究第二五号一六頁以下を参照。
- (154) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 116. 質問の文言は、特定の書面業務上の要件を明記しておらず、弁護士の書面によるコメントもまた、いずれの要件を弁護士らが負担と考えているかを明らかにしていなかった。*Id.* at 116, n. 86.
- (155) *Ibid.*
- (156) *Ibid.*
- (157) *Ibid.*

- (158) *Ibid.*
- (159) *Id.* at 117.
- (160) *Id.* at 117-118.
- (161) *Id.* at 118.
- (162) *Ibid.* シシガン州西部地区連邦地裁においても、類似した調査結果が示されている。この点について、拙稿・前掲注(131) 国士館大学比較法制研究第二五号二二頁を参照。
- (163) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 118.
- (164) *Ibid.* これに対して、シシガン州西部地区連邦地裁において費用を減少させるものと評価された方策は、①裁判官との協議のための電話の利用(七八%)、②裁判官との一層のコンタクト(四九%)、③裁判官との早期の事件管理協議(四二%)、④裁判官によるモーションの処理(四〇%)、⑤拘束力を及ぼす権限を有する当事者の和解協議への参加(四〇%)である。この点について、拙稿・前掲注(131) 国士館大学比較法制研究第二五号二二頁を参照。
- (165) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 118.
- (166) *Ibid.*
- (167) *Id.* at 120.
- (168) *Ibid.*
- (169) *Ibid.*
- (170) *Ibid.*
- (171) *Id.* at 120-121.
- (171a) 訴訟の結果に関する満足度と、訴訟の勝敗に関する弁護士報告は、大きな内的関連性を有した。この点は、常識的な妥当性を有しているが、解釈の際には注意を要する。なぜなら、当該標本(sample)の約二〇%が訴訟の結果に関する質問に答えなかったからである。余白に記載されたコメントは、選択肢がすべての可能な結果を網羅していないことを示している。*Id.* at 121, n. 87.
- (172) *Id.* at 121-122.

(173) *Id.* at 122-123.

(174) *Id.* at 123.

(174 a) DCMは効果的な事件管理制度であるかどうかという質問に続き、我々は、弁護士に対して、彼らの肯定または否定の回答をさらに詳しく述べるよう求めた。二〇九名が、追加的なコメントを提供した。*Id.* at 124, n. 88.

(175) *Id.* at 124. 例えば、「私は、DCMが訴訟の展開に対する計画的な枠組みを提供する、と考える」「全体として、DCMはデイスカヴァリを減少させ、また当事者に対して、訴訟の早期の段階において彼らの主張と防御方法を一層明確に確認することを要求する」「それは、すべての裁判官に対して訴訟を進行させる期限に注意を集中させる」「それは、効果的に当事者間での問題解決の糸口を提供する、すなわち早期の訴訟事件の解決を開始する場を提供する」「それは弁護士が費用を見積もることを可能にし、しばしば早期に現実的な和解の局面に導く」というコメントがなされた。*Ibid.*

(176) *Ibid.* 例えば、「類型別事件管理計画は、社会保障障害事件の効果的な処理には何らの役割も果たしていない。定義上、これらの事件は行政トラックに属しており、マジストレイト裁判官が、自らの準備書面スケデュールを定める。その事件がどの程度の期間で判決に至るかについて、裁判官の間に大きな相違がある」「全体としてみるとそれは効果的ではあるが、その制度が連邦民訴規則上のデイスクロージャーと重なり合うと、少なくとも時折、書面業務が一層負担となることがある」「個々の訴訟事件に適合するよう、一層積極的にその制度に変化を付けること、すなわちより一層の柔軟性が必要とされる」「不必要なかつ無意味な作業に費やされる不要な時間を生じさせる何層もの訴訟手続を付加している」「DCMは、進んで訴訟事件について審理前手続や審理手続を行おうとする、すぐれたかつ果敢な裁判官に決して代わるものではない」というコメントがなされた。*Id.* at 124-125.

(177) *Id.* at 125. 例えば、「モーションは適時に解決される必要がある。裁判が適時に言い渡されなければ、事件管理制度は価値がない。事実審理省略判決のモーションのために一年以上も待たされるのが珍しくない」「他の場合と同様、事実審理裁判官が事件管理における最も重要な要素である。デイスカヴァリや終局的判断を求めるモーションを迅速に解決し、先に合意された期限や裁判所の期日を固守する、すぐれた公正かつ勤勉な裁判官が、訴訟手続それ自体よりもはるかに重要である」「その制度は裁判官の重要性や関与に取って代わるものではない」というコメントがなされた。*Ibid.*

四 DCMトラックに基づく訴訟の実施

次に、連邦司法センターは、DCMに関するもう一つの異なった評価、すなわち、DCMトラックに振り分けられた訴訟事件が、各トラックの定める期限内に解決しているかどうかを調査している。トラック上の目標を超えて終了する事件が多数存在するとすれば、それは、裁判官がそれぞれの訴訟事件について設定された期限を遵守していないこと、トラックの構造が不適切であること、あるいはトラック上の指針が現実的なものではないことを意味するであろう。他方において、多数の事件がトラックの目標内において終了しているとすれば、それは、裁判官と弁護士が大部分の事件においてトラック上の指針を厳守していることを示すであろう。表16は、トラック上の目標に対する厳守の程度を示している。

最初に表の第3欄の数字を検討することにより、各トラックにおいて終結した訴訟事件の中央値を考察する。行政トラック上の事件を除いて、各トラックにおいて終結した訴訟事件の期間の中央値は、一般的に十分にトラック上の指針の範囲内にある。例えば、標準トラック上の訴訟事件に関する中央値は、一五カ月というトラック上の目標と比較すると一二月間となっている。しかしながら、訴訟処理期間の中央値は、非常に誤解を招きやすい。なぜなら、それは終結した事件に基づくものだからである。依然として係属中の訴訟事件の中には、裁判所において最も長期に係属している事件が存在する可能性があり、もしそれらがこの分析に含まれるとすれば、それは訴訟処理期間の中央値を引き上げる可能性が非常に高いであろう。

各トラック上の訴訟事件の処理をより十分に理解するため、未済事件および終結事件の双方を含めた、各トラック

表16 92年1月1日から96年7月31日までに提起された民事事件の終結期間およびトラック上の目標内および目標を超えて終結した事件の割合
オハイオ州北部地区

トラックの名称および目標	1 振り分けられた事件数	2 終結率 (%)	3 終結期間の中央値 (月)	4 トラック上の目標内で終結した事件の割合 (%) ⁽¹⁷⁹⁾	5 トラック上の目標内の係属中の事件の割合 (%)	6 トラック上の目標を超えて終結した係属中の事件 (%)
振り分けられた全事件数	8368	77.0	12.0	41.0	14.0	45.0
迅速 (< 9ヵ月)	1148	83.0	8.0	53.0	9.0	38.0
標準 (15ヵ月)	4216	73.0	12.0	52.0	18.0	30.0
複雑 (24ヵ月)	351	64.0	14.0	51.0	23.0	27.0
大規模不法行為 (特例事件)	54	100.0	13.0			
行政 (6ヵ月) ⁽¹⁸⁰⁾	2599	81.0	15.0	15.0	8.0	77.0
振り分けがなされなかった事件数	8088	84.0	3.0			
< 90日	3988	85.0	2.0			
≥ 90日	4100	83.0	6.0			
全提訴件数	16,456	80.0	7.0			

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 128 (1997).

に振り分けられたすべての訴訟事件に基礎を置く表16の第4欄から第6欄について検討する。第4欄は、トラック上の目標の範囲内に終結した、各トラック上の訴訟事件の割合を示している。全体として、各トラックに振り分けられた訴訟事件の四一%が、トラック上の目標の範囲内において終結した。裁判所における行政トラック以外の各トラックにおいて、半数を若干上回る訴訟事件がトラック上の目標の範囲内において終結しているが、行政トラック上の事件についてはわずかに一五%にとどまる。⁽¹⁸⁾

第4欄は、おそらくトラック上の目標の範囲内において終結した訴訟事件の数を控えめに述べているであろう。なぜなら、各トラックにおいて係属中の訴訟事件のいくつかは、その目標内において終結するであろうからである。第5欄は、依然として各トラック上の

指針の範囲内にある係属中の訴訟事件の割合を示している。もしすべての訴訟事件がトラック上の目標の範囲内において終結するとすれば、トラック上の指針に合致した訴訟事件の割合は五五％に増加し、訴訟事件の過半数を若干上回るであろう。

この数字が示すように（かつ第6欄において示されるように）、裁判所における訴訟事件のかなりの部分が、各トラックに定められた期限を越えて終結している。その割合は訴訟事件全体では四五％であるが、行政トラックでは最もその程度が著しく、七七％の事件がトラック上の目標を超えて終結し、または依然として係属中である⁽¹⁷⁾。さらに本報告では示されていない分析によれば、トラック上の目標を超えてさらに六カ月から八カ月の期間が、行政トラック以外のトラック上の訴訟事件の九〇％を終結させるために必要とされ、またさらに一二月の期間が、行政トラック上の訴訟事件の九〇％を終結させるのに必要とされることが示されている⁽¹⁸⁾。

行政トラック上の訴訟事件は別として、どの程度の数の事件が解決されるべきかについての基準が存在しなければ、裁判所が適切にトラック上の目標を厳守したかどうかを述べることは難しい。表16は、ちょうど半数を超える非行政事件がトラック上の目標の範囲内において解決されており、また係属中のすべての訴訟事件がトラック上の目標の範囲内で終結するとすれば、三分の二もの多数の事件がその目標の範囲内で解決されるであろうことを示している。より大きな割合の訴訟事件がトラック上の目標を満たすべきかどうかは、裁判所の政策上の問題である⁽¹⁹⁾。

(17) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 127-128.

(18) この欄およびその右の二つの欄における分母は、各トラックに振り分けられた係属中の事件及び終結事件の数を合計したものである。これに代えて、もしこの欄において、各トラック上の終結事件数のみを使用したとすれば、トラックの目標の範囲内において終結した事件数の割合は、より高くなるであろう（迅速トラックは六五％、標準トラックは七二％、複雑トラックは八〇％、および行政トラックは一九％）。*Id.* at 128, n. 89.

(180) 地方規則八は、行政トラック事件について明確な期限を定めていないが、諮問グループは、これらの事件が六カ月以内に終結すべき旨を推薦している。 *Id.* at 128, n. 90.

(181) 我々は、トラック上の目標として、諮問グループが推薦した六カ月という期限を使用している。 *Id.* at 129, n. 91.

(182) *Id.* at 129. 表16の調査結果は、行政トラック上の事件を担当した弁護士が、DCMに基づく訴訟処理期間の短縮と費用の節約を報告する可能性が低かったとする、弁護士に対する調査結果と類似している。この事件の大部分は社会保障事件であり、DCM実施前とはほぼ同様に処理されている（提訴の時点でのマジストレイト裁判官への自動的な振分け）。しかし、裁判官らは、これがトラックング制度の失敗とは考えていない。裁判官は、裁判所がこの種の事件を非常に多く抱えており、マジストレイト裁判官がこれらの訴訟事件を処理しきれなかった点を指摘した。裁判所は、一九九五年一月、一五カ月を超えて係属する社会保障事件を「社会保障遅延事件」と呼び、マジストレイト裁判官に対して可能な限り迅速にこれらの事件を減少させるよう集中的に努力すべきことを指示した。裁判所が採用したこの一五カ月という期間自体が、諮問グループが以前推薦した六カ月という目標が現実的でなかったことを示唆している。行政トラック上の活動は、DCMが万能薬ではないという裁判官の意見を例証している。トラックはもっぱら指針を提供するだけであり、裁判官と弁護士の訴訟計画はそれらの指針から利益を得る一方、それらは多数の事件によりあるいは裁判官が期限内に注意を払わないことにより、容易に挫折させられる。トラックはそれ自体で訴訟事件を適時に終結させるものではないのである。 *Ibid.*

(183) *Ibid.*

五 DCMの効果に関する訴訟処理件数上の指標

本節では、DCMの効果に関する最終的な評価のために、訴訟処理件数の状況に関するいくつかの測定を行う。関心の対象は、DCMが訴訟処理件数の傾向に及ぼす効果にあるが、それは、訴訟処理期間を短縮するために裁判所が利用することのできる唯一の方策ではなかった。例えば、一九九二年に、裁判所は、係属訴訟事件減少計画により、

長期未済事件に対して特別な注意を払い始めた。裁判所はまた、多くの訴訟処理件数を構成していたアスベスト訴訟の大部分を、MDL（広域係属訴訟）命令に基づき他の地区に移送した。さらに、デモンストレーション計画の初期の数年間、裁判所は司法資源の著しい不足を経験したが、最後の二年間は裁判官の十分な補充を受けた。これらのそれぞれが、裁判所の訴訟処理件数にそれ自体の効果を及ぼした。

行政事件および非行政事件の管理に関する相違のため、これらの二つの訴訟処理件数は、この分析においては別個に調査される。まず最初に、非行政事件（一般民事事件）に目を向けると、図1は、一九八八会計年から一九九五会計年の間において、これらの訴訟事件に関するいくつかの訴訟処理件数上の傾向を示している。垂直線は、デモンストレーション期間の開始を示している。一九九五会計年の終了時点において、裁判所の民事訴訟事件に対する訴訟処理期間の中央値は約九カ月であり、また七〇%の民事訴訟事件が約一五カ月で終結した⁽⁸⁾。

この図において最も注目される特徴とは、一九八八会計年度から一九九二会計年度において提訴件数よりも一層多くの事件が終結したという事実である。その結果、未済事件の数および未済事件の期間が低下した。一九八八会計年度から一九九一会計年度の間における平均終結期間の上昇は、終結した訴訟事件が裁判所における長期未済事件であったことを示唆している。引き続き多くの長期未済事件がその制度から除外されるとともに提訴数が上昇し始め、多くの提訴後間もない訴訟事件についての裁判を可能にしたため、終結期間の中央値および平均値の双方が低下し始めた。現在、未済訴訟事件の平均値は約四二〇日である（六年前は約六五〇日）⁽⁹⁾。

図1は、一九九三会計年度において終結数が低下し始め、未済事件数が上昇し始め、提訴数が増加し、したがって未済事件および終結事件の期間もまた上昇し始めたことを示している。これらの傾向は、おそらく一九九三年から一九九四年における裁判官の不足を反映している。

図1 取扱件数の傾向、一般民事事件（88年度～95年度）*

オハイオ州北部地区

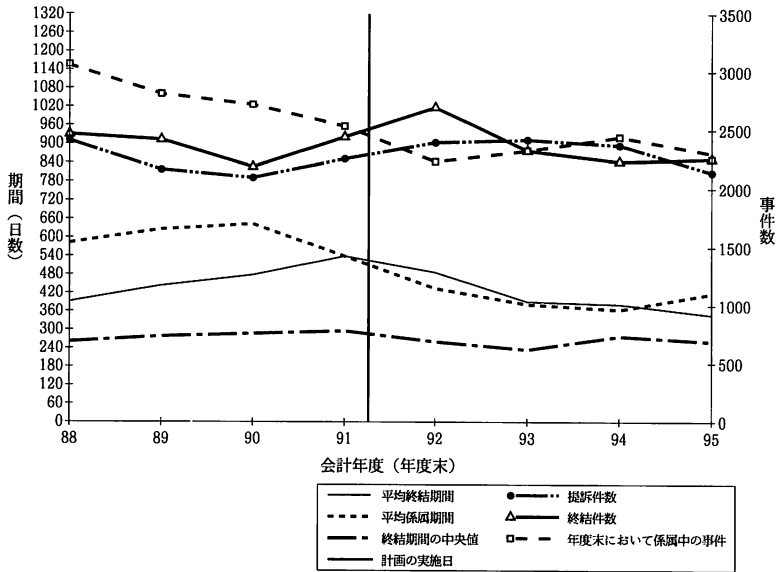
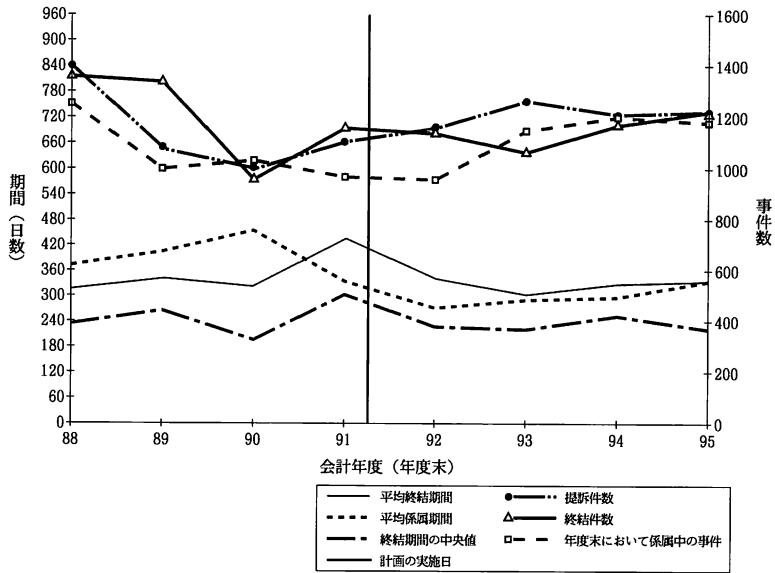


表17 DCM 実施前および実施後における訴訟事件の終結期間の割合
オハイオ州北部地区

終結期間 (月)	DCM 実施前	DCM 実施後
0—3	32.0	33.0
4—6	20.0	19.0
7—9	14.0	12.0
10—12	12.0	10.0
13—15	8.0	10.0
16—18	5.0	6.0
19—24	6.0	6.0
25—36	4.0	4.0
37+	1.0	0.3
訴訟事件数	10,022	10,657

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 131 (1997).

図2 取扱件数の傾向、行政事件（88年度～95年度）**
オハイオ州北部地区



**Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 130-131 (1997) .

全体として、裁判所における一般民事事件に関するグラフは、訴訟処理件数の状況について注目すべき改善を示している。それはこの改善をデモンストレーション計画に帰せしめようとするかもしれない一方で、そのグラフは、改善の傾向が明らかにデモンストレーション計画実施のかなり前に始まっており、かつ実際におそらく裁判官の欠員のために、一九九三会計年度において終了したように思われることを示している。一九八九会計年から一九九二会計年における裁判所の長期未済事件の処理が、図1において示される訴訟処理件数の測定値の改善における重要な要因であり、この長期未済事件の処理は、民事司法改革法上の報告義務、アスベスト訴訟の移送、またはその他の要因によるものであろう。⁽¹⁸⁾

全体的な訴訟処理の傾向では、その基礎にある訴訟処理の配分に関する推移が不明確で

あるため、表17は、一定期間ごとに終結したDCM実施前および実施後の訴訟事件の割合について変化が存在したかどうかを調査したものである。⁽¹⁸⁷⁾この表によれば一定の変化が存在したことが示されるが、それは、主として七カ月—一二カ月における終結期間から、一三カ月—一八カ月における終結期間への変化であるように思われる。言い換えると、DCM実施後における若干長い終結期間への変化である。再度、DCMに対してその因果関係を帰する際に注意が払われなければならない。なぜなら、裁判官の欠員が、訴訟処理の遅延の原因となったであろうからである。

この訴訟処理件数に関する分析は、裁判所が、デモンストレーション計画実施前および実施後の初期の数年間における主要な訴訟処理件数上の基準において、かなりの改善を実現したことを示しており、それは長期未済事件の処理に帰することができるのである。その後、裁判所は、多くの裁判官の欠員にもかかわらず、ほぼ改善された状態を維持することができた。初期の改善は、まさに民事司法改革法上の報告義務や、未済事件減少計画により長期未済事件の数を減少させるための裁判所の努力、およびMDL（広域係属訴訟）命令による多数のアスベスト訴訟の移送後に裁判官が非常に多くの時間を利用することができたことによるものであった。DCM計画により、裁判所がどの程度改善された状態を維持することができたかについては、述べることができない。なぜなら、例えば民事司法改革法上の報告義務の継続のような他の要因もまた、その原因となったと考えられるからである。

DCMが積極的な効果を有したとしても、それは明らかに一般民事事件に限定される。弁護士に対するアンケートの回答や、トラック上の期限遵守の分析、および訴訟処理件数上の資料の分析から示されるように、DCMは、行政事件については、これまでのところ効果的な事件管理アプローチとはなっていない。先に指摘したように、裁判所は、これらの事件について、マジストレイト裁判官に一層の努力を払うよう要求した。一九八九年から一九九一年にかけて、裁判所が非行政事件について実施した方策が、今日、行政事件について求められるであろう。⁽¹⁸⁸⁾

(184) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 139, at 129-130.

(185) 三年を超えて係属する訴訟事件の数もまた、一九八〇年代の六一・八%から九五会計年の二%にかなり減少した。 *Id.* at 130, n. 92.

(186) *Id.* at 130. 裁判所における行政トラック上の状況は、それ以外の事件の場合と同様には適切ではない。図2は、裁判所が長期未済事件である非行政事件を処理したのと同時期に、長期未済事件である行政事件をも処理したのであり、その結果、訴訟処理期間の中央値の上昇と未済事件の平均期間の低下をもたらしただけを示している。しかし、一九九三年に、終結数は低下した一方提訴数は上昇し続け、未済事件数と期間の上昇をもたらした（おそらく、マジストレイト裁判官が多数の欠員により生じた未済事件を処理するため、非行政事件に注意を向け変えたことによるものであろう）。昨年終結数が再び提訴数に追いついた。もしこの傾向が続けば、再度行政事件処理件数の改善がみられるであろう。 *Id.*

(187) この分析は、一般民事事件および行政事件を含めたすべての民事事件を対象としている。DCM前の期間は、八八年一月一日から九一年二月三十一日までの間に提起され、九一年二月三十一日前に終結した事件を含む。DCM開始後の期間は、九二年一月一日から九五年二月三十一日までの間に提起され、九五年二月三十一日前に終結した事件を含む。 *Id.* at 131, n. 93.

(188) *Id.* at 131-132.

六 総括——わが国に与える示唆——

以上、連邦司法センターによるオハイオ州北部地区連邦地裁の類型別事件（訴訟）管理制度に関する評価を概観してきたが、これに関連して、近時、わが国においても迅速な民事訴訟の進行を目的として、訴えの提起前における証拠収集の処分や計画審理等を内容とした民事訴訟法の改正が行われるに至っている。そこで、最後に、これらの双方の訴訟制度を比較検討することにより、わが国の民事訴訟制度に与える示唆について考察してみたい。

1 オハイオ州北部地区連邦地裁における類型別事件管理計画の評価

オハイオ州北部地区連邦地裁において実施された類型別事件管理計画上の諸方策のうち、訴訟に要する費用の減少および訴訟遅延の防止の点で裁判官が最も有益であると指摘した方策は、初期事件管理協議のための弁護士準備(計画のための弁護士の会合および彼らの共同書面) および初期事件管理協議自体、事件管理トラックへの振分け、確定的な審理の期限、電話協議の利用、コンピューターによる訴訟事件の監視から生じる計画実施責任、およびADRであった。また、三分の二から四分の三におよぶ弁護士が、訴訟処理期間の短縮に有益な方策として、ディスクヴァリ上の紛争を解決するための電話協議の利用、確定的な審理期日の設定、裁判官との早期の事件管理協議、裁判官によるスケデュールリング命令の発令、および最終審理前協議を挙げた。また、半数を超える弁護士が、訴訟処理期間の短縮に有益な方策として、ディスクヴァリに関する期間制限、連邦民事訴訟規則二六条(a)項(1)のディスクロージャー(必要的開示)、弁護士による共同の計画報告書を挙げた。次に、大多数の弁護士が、訴訟に要する費用の減少に有益な方策として、ディスクヴァリ上の紛争を解決するための電話の利用、確定的な審理期日の維持を挙げ、また四〇%を超える弁護士が、同様に訴訟に要する費用の減少に有益な方策として、ADRへの訴訟事件の付託、および連邦民事訴訟規則二六条(a)項(1)のディスクロージャーを挙げている。

2 平成一五年における民事訴訟法改正法

法制審議会の民事・人事訴訟法部会は、平成一三年六月に内閣に提出された政府の司法制度改革審議会の意見書を踏まえ、平成一四年六月に民事訴訟法改正要綱中間試案を決定し、また平成一五年一月には民事訴訟法の一部を改正⁽¹⁸⁹⁾

する法律案要綱案を決定した⁽¹⁸⁸⁾。その後、同年二月に法制審議会において決定された民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱が法務大臣に答申され、同年七月九日に民事訴訟法等の一部を改正する法律が国会において成立した⁽¹⁸⁹⁾。この法律は、提訴予告制度、専門委員制度の創設、計画審理、特許事件の専属化、および簡易裁判所の機能の充実をその主な内容とするが、本稿との関連では、特に提訴予告制度および計画審理が注目される⁽¹⁹⁰⁾。まず第一に、提訴予告に基づく訴え提起前の照会および証拠収集の処分の規定が新設された。すなわち、訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知（予告通知）を書面でした場合、その予告通知をした者（予告通知者）は、予告通知を受けた者に対し、予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に訴えを提起した場合の主張または立証を準備するために必要であることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて書面で回答するよう書面で照会することができるものとされた（改正民訴一三二条の二。返答した被告告知者も同様の照会をなしうる。改正民訴一三二条の三）。また、裁判所は、予告通知者（または返答をした被告告知者）の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかなる証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知または返答の相手方の意見を聴いて、訴えの提起前に、文書送付囑託、調査囑託、専門家の意見陳述、および執行官の現況調査に関する処分をすることができるものとされた（改正民訴一三二条の四）⁽¹⁹¹⁾。

第二に、計画審理の規定が新設された。まず、一般的（原則的）な訴訟進行上の指導概念として、裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の表現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならないと規定された（改正民訴一四七条の二）^(192a)。次に、裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結

果を踏まえて審理の計画を定めなければならない（改正民訴一四七条の三第二項）。そして、この審理の計画においては、①争点及び証拠の整理を行う期間、②証人及び当事者本人の尋問を行う期間、及び③口頭弁論の終結及び判決の言渡しの前定時期を定めなければならない（同条第二項）。また、以上の事項に加え、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる（同条第三項）。この場合、当事者がその期間経過後に提出した攻撃又は防御方法については、これにより審理の計画に従った訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で却下の決定をすることができるとされ（改正民訴一五七条の二）、失権効が強化された。⁽⁴⁾

3 双方の訴訟制度の比較

これら二つの訴訟手続を比較検討した場合、多くの類似点が存在するとともに、いくつかの相違点もまた存在することが明らかである。まず第一に、両手続の類似点として、双方の手続とも、早期の情報や証拠の開示の手続を充実させることにより、何が重要な争点かについての当事者間の早期の共通認識の形成が可能とされている点である。オハイオ州北部地区では、提訴後の広範囲なディスクロージャーやディスカヴァリの手続により早期の争点に関する共通認識の形成が可能とされる一方、わが国では、提訴後の当事者照会および文書提出命令の申立てに加えて、今次の改正では提訴前の当事者照会や証拠調べの申立てが可能とされたことで（改正民訴一三二条の二以下）、一層争点に関する早期の共通認識の形成が促進されることになろう。第二に、双方の手続とも、争点整理を行うべき期間や判決を言い渡すべき時期等についてあらかじめ計画的に一定の期限を設定することにより訴訟進行を強制し、審理計画に基づいた迅速な訴訟の進行を可能にしている点である（改正民訴一四七条の三第二項）。特に、オハイオ州北部地区

連邦地裁における類型別事件管理計画では、各トラック上の事件類型ごとに、訴訟終結の期限やディスカヴァリの期限等が定められており、迅速な訴訟進行を可能にするとともに、当事者が各トラック上の要件に従い審理計画を迅速かつ容易に策定することを可能にしている。また第三に、双方の手続とも、当事者と裁判所が訴訟の進行計画や争点の整理について早期に会合する期日を設け、訴訟進行や争点に関する早期の共通認識の形成を行うことが可能とされている。そして最後に、双方の手続とも、当事者が審理計画に従わなかった場合の制裁規定が用意されている点である（改正民訴一五七条の二）^(19c)。

これに対して、両手続には、またいくつかの相違点が存在している。まず第一に、オハイオ州北部地区の民事訴訟手続では、提訴後、当事者と裁判所との最初の事件管理協議期日の前に、まず当事者自身が会合協議を行い、その事件のおよその争点はなにか、またどのような審理計画の下に訴訟を進行させるか等について協議することが義務付けられている。そして、当事者はこの協議に基づいて、裁判所における最初の事件管理協議期日の前に、あらかじめ共同の事件管理書面（計画報告書面）を裁判所に提出しておくことを義務付けられている^(19b)。そして、この当事者の協議（会合協議）義務は、訴訟の迅速な進行に極めて有効な方策として、二〇〇〇年の連邦民事訴訟規則の改正に際してさらに強化された^(19a)。これに対して、わが国の民事訴訟手続では、提訴後裁判所における最初の期日前において、当事者自身による主体的な会合協議という制度は存在しておらず、争点や訴訟進行計画に関する共通認識の形成のための作業は、もっぱら裁判所における一定の期日において初めて着手されることになる⁽¹⁹⁾。わが国においても、このような当事者による主体的な会合協議制度は、十分検討に値すると思われる。第二に、オハイオ州北部地区連邦地裁を始めアメリカの民事訴訟手続では、争点についての早期の共通認識の形成を目的とした情報および証拠の早期の収集手段としてのディスクロージャーやディスカヴァリには、その違反に対して一定の制裁規定が置かれているのに対して、

わが国の民事訴訟では、文書提出命令違反については制裁規定が置かれているものの、それ以外の当事者照会については、提訴前はもとより提訴後に実施されるものについても一切制裁規定が存在していない。しかし、少なくとも、提訴後に実施される当事者照会については、その実効性の観点から一定の制裁規定を設けるべきであろう。第三に、オハイオ州北部地区連邦地裁では、争点についての早期の共通認識の形成を目的とした、重要な情報や証拠についての一定の制裁を伴う広範囲なディスクロージャー（必要的開示）が実施され、多くの弁護士により、訴訟の迅速化および費用の低廉化を促進する方策として高く評価されている。そして、この初期ディスクロージャーもまた、二〇〇〇年の連邦民事訴訟規則の改正に際してさらに強化された。^(197a)これに対して、わが国の民訴法上にこれに類似する制度としては、訴状提出の際の添付書類ならびに重要な書証の写しの添付（民訴規五五条一項・二項）、および答弁書における重要な書証の写しの添付（民訴規八〇条二項）等の制度が存在するが、制裁規定はなく、またこれ以外には、主としてもっぱら当事者の照会要求を前提とした当事者照会や（民訴一六三条・改正民訴一三二条の二）、当事者の申立てを前提とした文書提出命令の制度（民訴二二一条）等のみが存在するだけであり、早期の情報及び証拠の開示の範囲は極めて限定されている。そして最後に、オハイオ州北部地区では、提訴後の当事者間での会合協議や、裁判所での初期事件管理協議における協議事項の一つとして、当事者は、原則として何らかの方式のADRの利用を検討すべきものとしている点である（訴訟内ADR）⁽¹⁹⁸⁾。これに対して、わが国では、現在のところ、訴訟の早期の段階での、当事者によるADR利用検討義務といった制度は存在しない。しかし、このような早期の事件管理手続とADR手続との統合は、民事紛争の迅速かつ低廉な解決を一層促進するであろう。

(189) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書―二世紀の日本を支える司法制度―」九頁（二〇〇一年六月二日）。

- (190) 法務省民事局参事官室・民事訴訟法改正要綱中間試案、および同・補足説明を参照。また、高橋宏志ほか「民事訴訟法の改正に向けて」ジュリ一二九号一二九頁以下（二〇〇二年）は、要綱中間試案における計画審理、提訴前の証拠収集方法の拡充、および専門訴訟への対応の強化について詳細な検討を加えている。
- (191) 民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成一五年法律第一〇八号）。立法の経緯については、小野瀬厚「民事訴訟法改正の経緯と概要」ジュリ一二五二号六頁以下（二〇〇三）に詳しい。
- (192) 改正法の問題点については、高橋宏志「民事訴訟法の改正について」法教二七三号七五頁（二〇〇三）、同「民事訴訟法改正・人事訴訟法制定」自正五四号四六頁（二〇〇三）、菅野雅之・岡健太郎「民事訴訟法改正・人事訴訟法制定」自正五四号五六頁（二〇〇三）、武本夕香子「民事訴訟法改正・人事訴訟法制定」自正五四号六六頁（二〇〇三）、川嶋四郎「計画審理」ジュリ一二五二号二頁（二〇〇三）、上野泰男「証拠収集手続の拡充」ジュリ一二五二号二頁、及び長谷部由起子「専門委員、鑑定」ジュリ一二五二号二九頁（二〇〇三）を参照。
- (193) この改正については、高橋・前掲注(192)自正五四号四七頁以下、および上野・前掲注(192)ジュリ一二五二号二頁以下を参照。
- (193 a) 菅野・岡・前掲注(192)自正五四号五七頁。
- (194) この改正については、高橋・前掲注(192)自正五四号五〇頁以下、および川嶋・前掲注(192)ジュリ一二五二号二頁以下を参照。
- (195) アメリカ連邦民事訴訟規則一六条（b）項におけるスケデュール命令については、拙稿「カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則の改正について」二〇〇〇年の連邦民事訴訟規則改正に伴う事件管理手続の改正を中心として」国士館法学第三三三七二頁（二〇〇一年）を参照。また、わが国の改正民訴一五七条の二は、当事者が審理計画に違反した場合の失権効を強化した。
- (196) See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16.3 (b) (3). See also Fed. R. Civ. P. 26 (f).
- (196 a) 二〇〇〇年の改正連邦民事訴訟規則における当事者の協議義務については、拙稿・前掲注(195)六八頁を参照。
- (197) わが国の民訴法では、弁論準備手続を始めとする争点整理手続期日（民訴一六四条以下）や進行協議期日（民訴規九五条

以下)等において協議が実施されている。

(197 a) See Committee Note on the Amendment to Federal Rules of Civil Procedure, 192 F. R. D. 340 (2000).

(198) 前述のように、アメリカでは、一九九八年に連邦ADR法が制定され、各連邦裁判所はその地方規則に基づいて、すべての民事訴訟の当事者に対して、訴訟の適切な段階でADRの利用を検討するよう求めなければならないものとされた。この点について、拙稿・前掲注(124) 国士館法学第三四号三頁を参照。